

令和4年4月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(3)記載の原処分¹の取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

1 本件は、国民年金法(以下「国年法」という。)に規定する国民年金の被保険者であった亡A(平成○年○月○日死亡。以下「A」という。)の夫である請求人が、後記2(2)記載の請求をしたところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(3)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) Aは、国民年金の第3号被保険者であったところ、平成○年○月○日に死亡した。
- (2) 請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの夫であり、Aが卵巣癌及び骨髄異形成症候群により、障害の状態であったとして、事後重症請求として障害基礎年金の裁定請求をするとともに、その障害基礎年金の未支給年金の支給を請求した(以下「本件請求」という。)
- (3) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「請求のあった傷病(卵巣癌・骨髄異形成症候群)については、請求日(令和○年○月○日)が死亡日以後であるため、事後重症請

求の取扱いはできません。したがって、遺族であるあなたに支給すべき保険給付はありません。」として、請求人に対し、未支給年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (4) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

1 請求人は、次のとおり主張する。

- (1) Aの代理人は、初診日が平成○年○月○日である卵巣癌に起因する骨髄異形成症候群により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した(以下「前件請求」という。)
- (2) 保険者は、平成○年○月○日、卵巣癌と骨髄異形成症候群に因果関係はなく、初診日は「卵巣がん術後の再発に対する化学療法を始めた日」であるとして、前件請求の請求書類を代理人に返戻した。
- (3) 代理人は前件請求を取り下げた(以下「前件取下げ」という。)
- (4) しかし、骨髄異形成症候群は卵巣癌に起因するものであり、保険者は初診日の認定を誤り、請求書類を返戻するという事務処理誤りをし、その結果、前件取下げがされたのであるから、前件取下げは無効である。したがって、前件請求に対する処分が行われるべきであったが、Aは死亡した。

本件請求は、前件請求に対する処分が行われていない不作為²に対し、処分を行うことを前提とする未支給年金請求である。処分の名宛人が死亡した以上、未支給年金請求という方法でしか処分を行わせる方途はない。

- 2 しかしながら、請求人の上記主張は失当である。

前件取下げが無効であるかどうかにかかわらず、本件請求については、その応答として処分が行われなければならない、原処分はその応答として行われたものであり、本件請求が、Aの死亡後に事後重症請求としてされたものである以上、未支給年金を支給する余地はなく、原処分は正当である。

なお、請求人の主張するように前件取下げが無効であるとすれば、前件請求の応答として、原処分とは別に処分を行うこととなるが、請求人が、前件請求に応答する処分をしない不作為について不服を申し立てる趣旨（行政不服審査法第3条、行政事件訴訟法第3条第5項参照）であるとしても、それらの救済方法は当審査会の権限に属しないところであり、別途の不服申立てによるべきものである。

- 3 よって、原処分は正当であって、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり採決する。